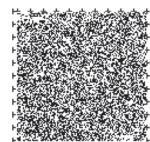


校区社会福祉協議会活動の手引き



社会福祉法人 久留米市社会福祉協議会



目 次

1 校区社会福祉協議会について

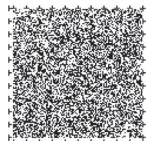
久留米市における校区社会福祉協議会の概要および沿革	4
校区社会福祉協議会に求められる役割	5
その他社会福祉協議会の役割	6
校区社会福祉協議会の活動	7
校区社会福祉協議会と市社会福祉協議会の関係性	9
校区社会福祉協議会連合会の概要および沿革	10
校区社会福祉協議会連合会の活動	11

2 ふれあいの会について

ふれあいの会の概要および沿革	14
ふれあいの会と民生委員児童委員の関係性	15
小地域ネットワーク活動の各取組みについて	16

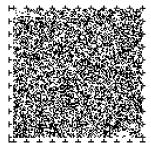
3 その他 校区社会福祉協議会と関連性の高い事業の紹介

校区福祉活動計画について	24
支え合い推進会議について	28
巻末資料	31



1

校区社会福祉協議会について



久留米市における校区社会福祉協議会の概要および沿革

校区社会福祉協議会(以下、「校区社協」)は、地域福祉の推進を目的とした団体で、久留米市では、おおよそ小学校区単位で組織化されています。(※小学校の統合に伴い、一部校区コミュニティ単位で組織化されているところもあります)。

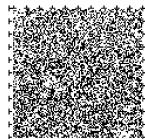
久留米市における校区社協の活動は、昭和33年9月に発足した宮ノ陣校区社協から始まりました。以降、相次いで組織化が進められ、昭和40年前後にはほとんどの校区で校区社協が組織化されるようになります。

その後、小学校区の新設に伴い出来た青峰校区、津福校区でも校区社協が設置され、昭和53年に旧久留米市27小学校区に校区社協が組織化されました。

平成17年には、久留米市と4町(田主丸町、北野町、城島町、三瀬町)が合併したことを機に、旧町域を圏域とした地域社会福祉協議会(以下、「地域社協」)の設置、更には、地域社協から校区社協への移行が進んでいきます。

平成29年に北野地域の4校区(北野・弓削・大城・金島)をもつて、久留米市内すべての校区に設置が完了し、以降は、現在の46校区社協体制で地域福祉活動が進められています。

年	できごと
昭和33年	宮ノ陣校区社協が設立 以降は各地で校区社会福祉協議会の設立が進められる
昭和53年	久留米市全27校区に校区社協が設立
平成17年～	1市4町の合併 合併に伴い、旧町域での地域社協が設立される
平成23年	犬塚、三瀬、西牟田校区社協を設立
平成27年	船越、水分、柴刈、川会、竹野、水繩、田主丸校区社協を設立
平成28年	城島、江上、青木、下田、浮島校区社協を設立
平成29年	北野、弓削、大城、金島校区社協を設立



校区社会福祉協議会に求められる役割

校区社協は、法人格をもたない地域住民等による自主組織であり、設置の有無も市区町村によってさまざまです。

久留米市では、先述のように、校区社協の多くが小学校区単位を基盤に設置されています。そのため、より地域にねぎした形で活動を進めることができ、それが今日における久留米市の地域福祉活動の根幹となっています。地域福祉の推進において無くてはならない校区社協ですが、担う役割としては、次のようなものが挙げられます。

- ①協働活動の促進
- ②福祉課題・ニーズの発見・提起
- ③福祉活動への理解、参加の推進

①協働活動の促進

地域住民や社会福祉事業関係者、その他関連分野の関係者が集まり、その地域の福祉活動を推進します。

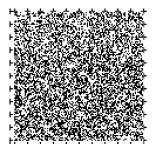
②福祉課題・ニーズの発見・提起

小地域単位の活動を行う校区社協は、近い関係で地域住民の声を聞くことができます。

日頃の活動で見つけた、地域の福祉課題・ニーズを発見し解決に努めること、ケースによっては、関係団体等に福祉課題・ニーズ等を提起し、地域の抱える課題として明らかにしていくことが必要です。

③福祉活動への理解、参加の促進

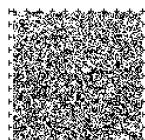
地域住民や関係者が一緒にになって福祉活動に関わるきっかけづくり、その中から「福祉を我が事にする」「みんなが安心して暮らせる」地域づくりとなる取組みを行います。



その他社会福祉協議会の役割

校区社協が、地域住民等の自主組織である一方、全国社会福祉協議会、都道府県社会福祉協議会、市区町村社会福祉協議会は、法人格をもつ民間の団体であり、社会福祉法で「地域福祉の推進を図る団体」と位置づけられています。ここでは、参考として各団体が担う役割や各団体の基本的な機能についてもご紹介しておきます。

団体	役割および基本的な機能
全国 社会福祉協議会	都道府県、市区町村社協の中央組織です。 全国各地の社会福祉協議会とのネットワークにより、 福祉サービス利用者や社会福祉関係者の連絡調整や 活動支援、各種制度改善に取り組んでいます。
都道府県 社会福祉協議会	都道府県に1か所ずつ設置されています。 市区町村社協相互の連絡および事業の調整、社会福 祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修、社 会福祉を目的とする事業の経営に関する指導及び助 言を行います。
市区町村 社会福祉協議会	市区町村に1つずつ設置されています。 地域の実情に合わせた様々な事業を実施しており、そ の内容は多岐にわたります。 久留米市社会福祉協議会(以下、「市社協」)では、小地 域ネットワーク事業や生活支援体制整備事業のほか、 重層的支援体制整備事業、ボランティア事業、法人後 見事業、福祉サービス利用援助事業、介護保険事業等 に取り組んでいます。



校区社会福祉協議会の活動

校区社協の活動は、住民の福祉活動の場づくり、仲間づくりなどを通じて、住民に様々な地域福祉活動への参加を促すとともに、社会福祉に関わる公私の関係者・団体・機関と連携し、具体的な地域福祉活動やサービスを企画、実施しています。

ここでは、校区社協が中心となって取り組んでいる活動について紹介します。

(1) 小地域ネットワーク活動の推進

久留米市では、校区社協が取り組む

- ①見守り訪問活動
- ②食事サービス活動
- ③いきいきサロン活動

の3つを「小地域ネットワーク活動」と総称しています。

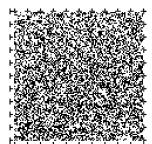
3つの活動を校区社協と関わりの深い「ふれあいの会」と呼ばれるボランティア団体と連携しながら進めている校区も多くあります。

3つの活動(①見守り訪問活動、②食事サービス活動、③いきいきサロン活動)、
ふれあいの会についての詳細は、「2章　ふれあいの会について」で説明します。

(2) 地域福祉活動の周知・啓発

地域福祉活動について理解を深めるため、校区社協主催の学習会やふれあいの会と連携したボランティアスクール等を開催しています。

また、校区社協独自で作成している広報紙や、校区コミュニティ組織で作成している広報紙を活用して、積極的な活動周知などを行い、校区住民に対して活動を広く周知しています。



(3)その他

校区社協独自の自主事業

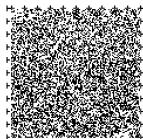
校区社協独自の事業に取り組んでいるところもあります。下記はその一例です。

	取組み内容
交流事業	<ul style="list-style-type: none">・多世代(異世代)交流会・高齢者と子どもの伝承あそび・1人暮らし高齢者と小学生の交流
高齢者分野	<ul style="list-style-type: none">・校区敬老会、米寿喜寿祝賀会・校区金婚式の開催・グラウンドゴルフ大会
児童分野	<ul style="list-style-type: none">・子ども食堂の開催・放課後学習広場・小学校とのクリスマス交流会・小学校と合同の認知症サポーター養成講座
その他	<ul style="list-style-type: none">・福祉関連機器貸し出し事業・市内のフードバンク団体と連携した食糧支援の実施

Point!

近年、久留米市は水害による被災が多く、通常時からのつながりを意識する校区が多くなりました。高齢者や子どもはもちろん、地域には障害者世帯や、日々の生活に困窮する世帯もあります。すべての人が、通常時から**つながり**ある地域となるよう、校区社協でも、困りごとを抱える方々に対する支援も検討していただければと思います。

市社協校区担当コーディネーターや専門の関係機関がご相談に応じます。



校区社会福祉協議会と市社会福祉協議会の関係性

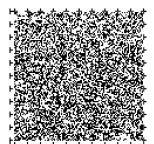
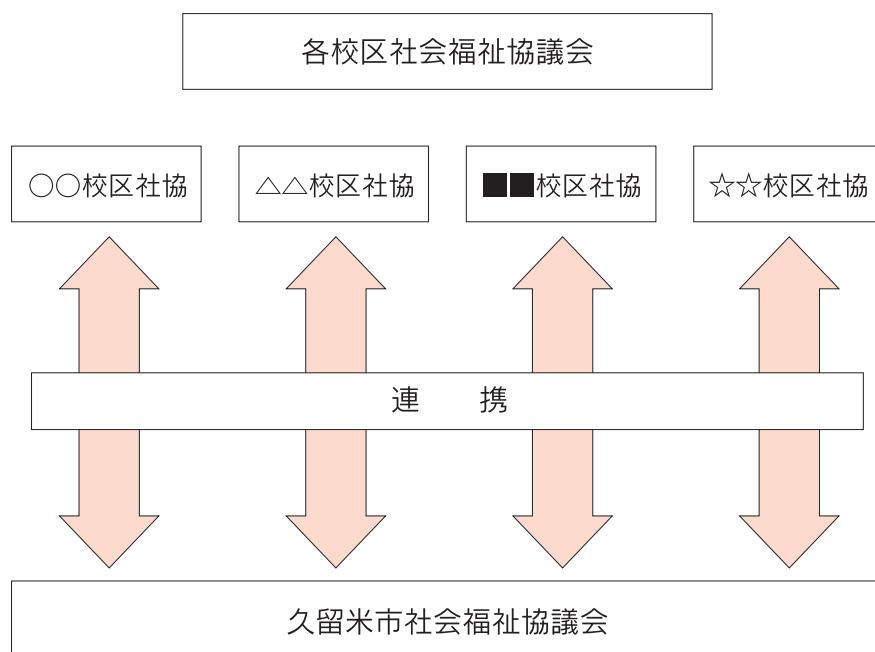
ここでは、校区社協と市社協の関係性についてお話しします。

校区社協と市社協は、ともに「地域福祉の推進」を進める車の両輪のような関係です。組織の性格や対象とする地域、具体的な取組みには違いがあるものの、同じ目的をもつ組織として、連携して様々な取組みを進めていく関係です。

校区社協と市社協が、相互に協力し合うことで、それぞれの強みを活かしながら、活動を展開していくことができます。

市社協では、校区社協等と連携して活動を進めていくために、校区担当コーディネーターを配置しています。校区担当コーディネーターは、校区社協等が行う会議や事業等に参加して、ともに取組みを進めています。

【校区社協と市社協の連携イメージ図】



校区社会福祉協議会連合会の概要および沿革

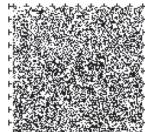
校区社会福祉協議会連合会は、各校区の社会福祉協議会会长と市社協常務理事で構成され、その目的は、会員相互の連携と事業の協力調整及び、福祉活動の推進です。

昭和43年の発足当初は「校区社会福祉協議会連絡協議会」の名称で市内25校区の社会福祉協議会会长と、市社協常務理事で構成されていました。

昭和63年に「校区社会福祉協議会連合会」へ改称し、市町村合併に伴う参加校区数の増加、令和元年のロック制導入等があり、令和2年に55周年を迎えました。

年代	できごと
昭和40年頃	校区社会福祉協議会連絡協議会の組織化に向けて、準備を開始
昭和43年	各校区社協の協力を得て、約3年の準備期間ののち、校区社会福祉協議会連絡協議会として活動を開始
昭和50年代	校区社会福祉協議会連絡協議会が、学童保育所の立ち上げや食事サービスの普及など、地域課題の解決に向けた取り組みを進める
昭和55年	会則を準備
昭和63年	名称を「校区社会福祉協議会連合会」へ変更
平成17年	久留米市と4町合併により、それぞれの町を圏域として「地域社会福祉協議会」が設立され、各地域社協が連合会へ加入
平成18年	名称を「校区・地域社会福祉協議会連合会」へ変更
平成20年	名称を「地区社会福祉協議会連合会」へ変更
平成29年	旧町域の各地域社会福祉協議会がすべて校区社会福祉協議会へ移行し、「校区社会福祉協議会連合会」に名称変更
令和元年	連合会の運営方法を見直し、ロック制を導入 46校区を5つのロックに分け、ロック会議を実施

【参考】久留米市校区社会福祉協議会連合会55周年記念冊子



校区社会福祉協議会連合会の活動

(1)定期的な会議の開催

・ブロック会議(年6回程度)

市内全域を生活圏域や中学校区域等を参考にしながら、5つのブロックに分け、ブロック単位での意見交換や協議を行っています。

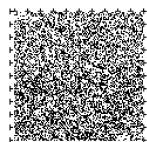
ブロック	校区
中央	西国分、莊島、日吉、篠山、京町、南薰、鳥飼、長門石、金丸
東	山本、草野、善導寺、大橋、船越、水分、柴刈、川会、竹野水繩、田主丸
西	安武、大善寺、城島、江上、青木、下田、浮島、犬塚、三瀬西牟田
南	東国分、南、上津、高良内、荒木、青峰、津福
北	小森野、御井、合川、山川、宮ノ陣、北野、弓削、大城、金島

・幹事会(年5回程度)

各ブロックの選出代表2名(合計:10名)と、市社協常務理事からなる会議です。ブロック会議で出た意見の集約、年間事業計画や予算(案)、研修会等の企画立案を行います。

・総会(年1回程度)

すべての構成員が参加する会議で、年間事業計画・予算(案)や監事の承認、市社協等、関係団体との情報共有を行います。

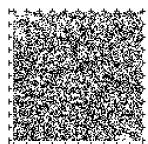


(2)研修会および視察研修等の実施

年数回、テーマを決め、地域福祉活動推進に関する研修会および視察研修等を実施しています。

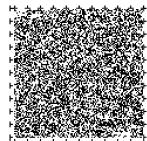
(3)共同募金街頭募金活動への参加

毎年12月上旬に、共同募金会久留米市支会や校区分会と連携し、街頭募金活動を実施しています。



2

ふれあいの会について



ふれあいの会の概要および沿革

「ふれあいの会」とは、校区社協等と連携しながら、小地域ネットワーク活動をはじめとする、地域福祉活動を行うボランティアのことです。

小地域ネットワーク活動では、①見守り訪問活動、②食事サービス活動、③いきいきサロン活動の3つを活動の柱にしながら、各校区の実情に応じて活動を展開しています。

その他にも、校区によっては、校区社協やその他団体が開催する活動等への協力を行うなど、活動は多岐にわたります。

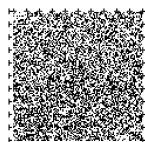
ちなみに、この「ふれあいの会」という名称は、久留米市独自の呼び方で、他市町村では、「福祉委員」や、「福祉推進委員」等の名称で呼ばれていたりもします。

久留米市におけるふれあいの会の活動は、昭和62年に発足した西国分校区の「ふれあいのさざなみ会」に始まります。

校区社協の活動が始まった昭和40年代から昭和50年代にかけて、地域のつながりの希薄化等が認識されはじめたのと同時に、それに伴う新たな地域課題が顕在化し、多くの目で見守りをしていくことが求められるようになってきました。

一方で、従来から見守り訪問活動を行っている民生委員児童委員は、担い手不足などの課題があっても、簡単に人数を増やすことは出来ないという実情がありました。

民生委員児童委員や隣近所の見守りに加え、更に見守りの目を細かくする活動のひとつとして、ふれあいの会によるボランティア活動が始まりました。



ふれあいの会と民生委員児童委員の関係性

ふれあいの会と民生委員児童委員は、どちらも「見守り訪問活動」に取り組んでいます。同じ団体のように見えますが、活動を始めた経緯など、会の個性は各々違っています。

それが独立した別の団体として活動することは、以下のような利点もあります。

①地域での見守りをきめ細かく行える

ふれあいの会と民生委員児童委員が各々訪問することで、訪問対象者を多くの目で見守ることができます。

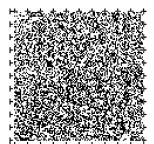
②協力・連携による相乗効果

日頃の見守りで得た情報を共有し合うことで、共通認識をもって活動できます。

また、気になるケースの場合、ふれあいの会は民生委員児童委員へ、民生委員児童委員は関係機関等へ相談することで、多くの人が関わりながら対応策を考えていくことができます。

ふれあいの会と民生委員児童委員の活動の違い

	ふれあいの会	民生委員児童委員
活動の位置づけ	地域のボランティア	非常勤特別職の地方公務員 (民生委員法、児童福祉法に基づく)
活動内容	見守り訪問活動のほか、小地域福祉活動に関連するもの (内容は校区により異なる)	<ul style="list-style-type: none">・住民個々の相談に応じ、生活課題解決にあたる・高齢者や障害者、子ども、子育て世帯の悩みに対する相談対応
活動の対象	校区により異なる	対象地域の全世帯が対象
任期	校区により異なる	1期3年(再任は妨げない)



小地域ネットワーク活動の各取組みについて

久留米市では、小地域(小学校区あるいは、自治会単位)で取り組む①見守り訪問活動、②食事サービス活動、③いきいきサロン活動を総称して「小地域ネットワーク活動」と呼んでいます。

各取組みについて、具体的にどのようなことが行われているのか、どのような効果が期待されるのか、説明します。

① 見守り訪問活動

安否確認や孤独解消等を目的とした定期的な見守り・声かけのことで小地域ネットワーク活動の中でも、基本となる活動です。

- ・見守り訪問活動の対象世帯や、訪問する人数など、校区で異なります。
- ・活動後は、「見守り訪問活動記録票¹」に対象者の状況等を記入します。

定期的な見守り訪問活動を行うことで、生活課題に早く気付くことができたり、自宅へこもりがちになっている人には、閉じこもりの防止や社会とのつながりを提供したりするなど、活動の効果が期待されます。

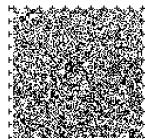
1. 見守り訪問活動記録票…

見守り訪問活動後に、対象者の状況を記録するもの。3枚複写式になっています。対象者の氏名と訪問日、その他、気になることを、訪問日の下に設けている特記事項欄に記入します。1枚目を訪問活動者、2枚目を班長、3枚目を市社協がそれぞれ保管します。

年度		月		福祉のネットワーク見守り訪問活動記録票			
【] 校区		【] 自治会		訪問者 【]		①訪問者控	
対象者名		訪問日				回数	
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31		気になった点があれば記入してください。					
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31		気になった点があれば記入してください。					
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31		気になった点があれば記入してください。					
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31		気になった点があれば記入してください。					
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31		気になった点があれば記入してください。					
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31		気になった点があれば記入してください。					

※2枚目・3枚目(複数分)は、毎月、班長がまとめ、3枚目の市社協控分のみ提出をお願いします。

合計訪問回数 (回)



- ・定期的な情報共有の場(班長会)の開催

活動の状況等を共有することで、校区全体で気になる世帯の情報共有や、会員同士の情報交換等を行うことが出来ます。

参加者は、校区の活動体制によって様々です。市社協の校区担当コーディネーターや地域包括支援センター、保健所といった専門機関にも参加を呼びかけることで、対応に困った事例等に対して、一緒に協議することが出来るようになります。

また、見守り訪問活動を行う対象者は、校区の民生委員児童委員が訪問する対象者と重複することもあります。情報共有の場に民生委員児童委員が参加することは、お互いの活動の状況を知ることができ、今後の活動に活かすことができます。

班長会では、こんなことが話し合われています

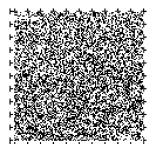
- ・見守り訪問活動の活動状況報告、気になる事例等の情報共有

(例:子どもと同居しているため、本来なら見守り訪問活動の対象世帯ではないが、日中はひとりの様子…。見守り訪問した方が良いだろうか?)

- ・食事サービス、いきいきサロンについて

(例:先月開催した自治区のサロンでは、○○を行い、参加者が○○名だった!)

- ・その他、主催共催事業等の取組みについて



② 食事サービス活動

「食」の提供を通じた、交流の機会と生きがいづくりを目的とする活動のことです。取組み方は、「会食型」と「配食型」に大別され、校区によってどちらかを選択、または両方の活動が展開されています。

【会食型】

校区のコミュニティセンターなど、多くの人が参加できるような会場で開催される食事会です。校区独自の名称があり、その名称で定着しているところも多いです。

対象者は、会食型の活動へ参加するために、自宅から外へ出ることになります。外出機会の創出となるほか、会食会場で多くの人と顔を合わせることによる仲間づくりなど、社会参加につながる効果があります。

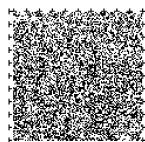
【配食型】

会食型が対象者自身で自ら会場へ出向く形式なのに対し、配食型は活動者が対象者の自宅へ一軒一軒訪問し届けます。

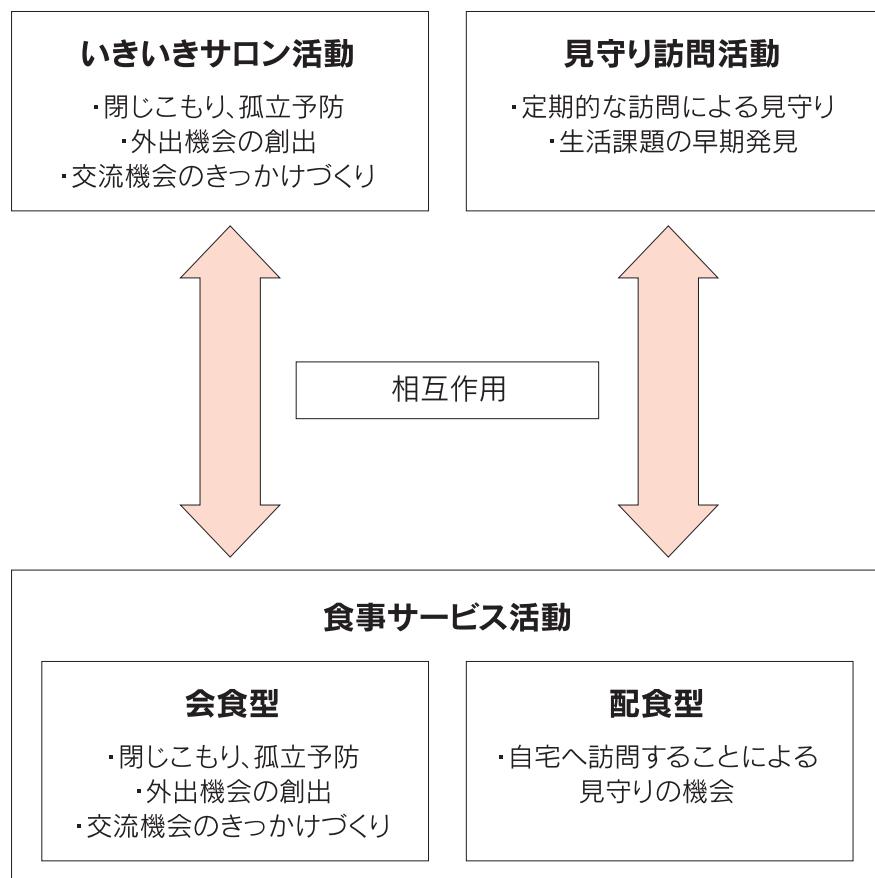
配布されるのは、お弁当や季節に応じたお菓子など様々です。

対象者宅への訪問は、見守り訪問活動と同様の効果が期待されますが、それに加えて、「食」の提供を通じて、食への楽しみや喜びを提供することができます。

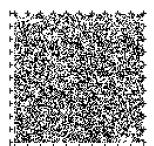
「会食型」による活動は、外出機会の創出や仲間づくり、「配食型」は、見守り訪問活動と同じような、対象者の自宅を訪問することによる見守りや生活課題の早期発見といった効果があります。



【小地域ネットワーク活動3事業のイメージ図】



「会食型」による活動は、外出機会の創出や仲間づくりといった効果があります。
「配食型」による活動には、対象者の自宅を訪問することによる見守りや生活課題の早期発見といった効果があります。
食事サービス活動は、“見守り訪問活動”と“いきいきサロン活動”的効果を併せ持つ活動だと考えることができます。



③ いきいきサロン活動

「サロン」とは、自分自身で歩いて行ける範囲の場所(=自治会)を拠点とする地域住民の「集いの場」のことです。久留米市内では、現在300か所前後のサロンが活動をしています。

サロンとはこんな場所です

- ・住民の自主的な運営による、住民自身でつくりあげる場所
- ・決まりや制限のない、参加者が自由で気軽に過ごす場所
- ・参加者もお客様ではなく、1人の運営者。参加者それぞれが役割をもつ
- ・自分たちで作りあげることから、自主財源(=参加費)を集め

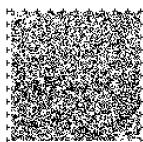
【活動の効果】

- ・仲間、つながりづくり
- ・閉じこもりの防止、孤立予防
- ・生きがいづくり、介護予防
- ・社会とのつながりづくり
- ・心身の健康維持、増進

サロンには、同じ地域に住む住民同士のつながりづくりが期待されます。サロンの参加を通じて、お互いが知り合うようになると、緊急時においても、迅速に地域間の協力体制がとれます。

普段外出する機会が少ない人には、外出の機会となることで、閉じこもりの防止・孤立予防、そして生きがいづくりにもなります。

高齢者を対象としたサロンでは、サロンに参加することだけでなく、開催される会場に自分自身で向かうということ自体が、介護予防にもつながります。



【活動場所】

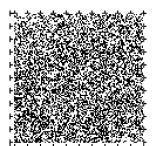
サロンごとで決めますが、自治会単位での活動となるため、自治会にある公民館等で開催されることが多いようです。

自治会に公民館が設置されていない場合は、校区のコミュニティセンターで開催される場合もあります。

また、校区の社会福祉施設と連携し、サロン開催時には、施設の一部スペースをサロン会場として活用しているところもあります。

【活動内容】

サロンごとで決めます。カラオケサロンやラジオ体操サロンなど、テーマを決めて活動するところもあれば、茶話会やおしゃべりなど、テーマを決めず自由に開催されるところもあります。



【新規サロンの立ち上げについて】

新たにサロンを立ち上げる場合の開催までの流れを例示します。

内容の検討

- ・開催頻度、活動内容、開催場所、参加費の有無等について決めましょう。

開催頻度…どのくらいのペースで開催するか、曜日や時間帯など

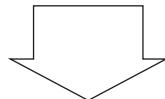
開催場所…どこなら参加者が集まりやすいか、活動内容によっても様々

活動内容…どのようなプログラムにするか(例:茶話会、脳トレ、体操、学習会等)

参加費の有無…参加費の設定(参加費の徴収は、主体的な参加のためにも有効です)

- ・内容が決まらない場合は、なぜサロンを開催しようとなったのか、目的を整理してみると良いでしょう。

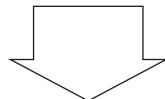
- ・サロンの開催は、代表者単独での運営は大変です。一緒に運営する仲間を集め、協力して運営すると良いでしょう。



参加の呼びかけ

内容が決まったら、対象者へ参加を呼びかけましょう。

第1回目の開催の際は、チラシを作成し、校区の回覧板等で積極的に呼びかけを行うことが大切です。

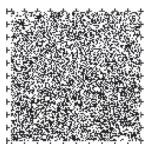


開催

- ・活動の準備ができたら、サロンを開催しましょう。
- ・特別な内容を計画しようとせず、無理のない範囲で開催をしていきましょう。
- ・サロンがある程度軌道に乗ってきたら、参加者を「お客様」にしないためにも、様々な役割を担ってもらいましょう。(サロンの受付係、得意分野の講師等)

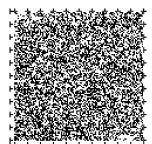
※サロン活動を始めるにあたっては、立ち上げにかかる費用の一部補助も行っています。

詳細は、市社協(校区担当コーディネーター)にお尋ねください。



3

その他 校区社会福祉協議会と 関連性の高い事業の紹介



校区福祉活動計画について

校区福祉活動計画の概要とこれまでの経緯

校区福祉活動計画とは、「誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らせるよう、地域住民や地域団体、関係機関等が、自分たちの校区の課題を把握し、その解決のために、今後どのように取り組んでいくかを中長期的にまとめた計画」のことです。

校区単位で校区福祉活動計画を策定するようになったのは、平成15年以降のことです。

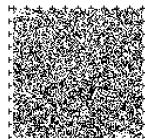
市社協が平成15年度に策定した第3次地域福祉活動計画には、全国社会福祉協議会が発出した「地域福祉活動計画策定指針²」の考え方に基づき、「校区社協の計画策定の推進」を盛り込みました。これにより、校区単位で計画の策定が始まりました。

初年度は、モデル校区（荒木・東国分）で策定し、以降は、各校区で順次校区福祉活動計画の策定が進められてきました。

取組み当初は、校区社協の活動をすすめていくための計画として、校区社協の活動内容を中心とした計画でしたが、現在では、「地域共生社会の実現」という理念に基づき、校区社協だけではなく、校区の様々な団体が関わりながら、校区福祉活動計画の策定が進められています。

². 「地域福祉活動計画策定指針」（平成15年11月：全国社会福祉協議会 地域福祉部）では、「これまで、社会福祉協議会では、地区（校区）社協などの地域住民組織による小地域の福祉活動を推進してきた。（中略）それぞれの区域ごとの地域福祉活動計画づくりを推進し、市区町村単位の地域福祉活動計画に反映することで、身近な地域での住民の参加の体制づくりが強化されることになる。」としています。

全国社会福祉協議会のこうした方針は現在も継続しており、「市区町村社協経営指針（令和2年7月第2次改訂：全国社会福祉協議会地域福祉推進部会）でも（市区町村社協）地域福祉活動推進部門が取り組むべき具体的な事業として“小地域福祉活動計画の策定支援”をあげています。



校区福祉活動計画策定に取り組む意義

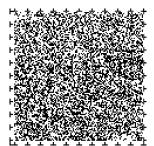
校区福祉活動計画は、完成することがゴールではなく、策定する過程にも大きな意味があります。

策定時では、これまでの活動のふりかえり、地域課題や目標を関係者で共有することで、同じ方向を向いて協働することができるようになること、地域の関係者の連携が強くなること等が期待できます。

策定後においては、活動に対して、中長期的な視点でどのように取り組んでいくのか、なにに重点を置くかといった具体的な方針をもって取り組むことができるようになります。

また、地域住民に対し計画を公表することは、校区でどのような取組みが行われているのかを知らせることになり、広く理解と協力を得るきっかけになります。

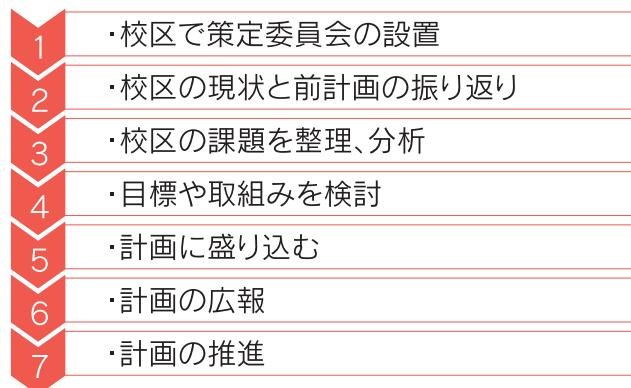
計画策定を通して、「地域住民自ら、地域の課題に気づき、その解決方法を一緒に考える」、「考えた解決方法を校区全体で取り組む」という流れが自然に生まれ、日頃の地域福祉活動にも意識的に取り組めるようになります。



校区福祉活動計画策定の流れ

校区福祉活動計画を策定する流れは以下のようになります。

具体的な計画の策定方法については、別途作成の「つくってみよう!校区版くるめ支え合うプラン～校区福祉活動計画策定の手引き～」をご参照ください。



1. 策定委員会の設置

計画策定について協議を行う策定委員会の委員を募集します。委員会で計画を策定するための作業項目とその実施時期を検討します。

2. 校区の現状と前計画の振り返り

校区でどのような活動が行われており、どのような社会資源があるのかなど、現状を把握し、前計画の目標がどの程度達成できたのかの振り返りを行います。

3. 校区の課題を整理・分析

現状や前計画の振り返りを踏まえて、校区の課題について協議し、整理します。

4. 目標や取組みを検討

課題やその解決策をもとに、計画の理念や基本目標、取組み項目などを設定します。

5. 計画に盛り込む

校区の将来に向けた住民による活動を計画としてまとめます。

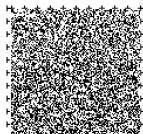
6. 計画の広報

策定した計画を活動者や関係機関・団体、地域住民等へ周知します。周知の方法についても委員みんなで検討します。

7. 計画の推進

計画の進行管理や点検・評価を行いながら、計画を推進していきます。

【参考】「つくってみよう!校区版くるめ支え合うプラン～校区福祉活動計画策定の手引き～」



★計画を策定・見直しする際、大切なポイント

計画が完成するまでの過程を大切に！

様々な立場の人や組織、団体と一緒に取り組むことで、住民同士の参加や団体同士の横の連携が生まれていきます。

地域に目を向け、課題や困りごとに気づいたり、地域の将来を考え推測したり…。課題の解決方法や自分たちができること、やってみたいことを一緒に考えたり…。

こういった話し合いの積み重ねが、大切なポイントです。

完成がゴールではなく、完成してからがスタート！

話し合いを積み重ねて完成した計画は、地域をより良くするため、みんなが作ったものです。

話し合ってできた解決方法や自分たちができること、やってみたいことを、バラバラで取り組むのではなく、地域住民や各種団体、関係機関と一緒にになって取り組みましょう。

完成した計画をたくさん活用しましょう！

完成した計画は、取組みの方法や方向性を共有するための道具や記録、「地域の宝」です。

地域住民全体に周知することや、新たに地域活動に参加する人に説明することなど、みんながわかりやすく、同じ方向性を向けるように、積極的に活用していきましょう。

Point!

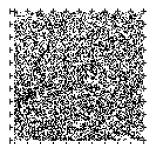
くるめ支え合うプランを見てみましょう！

校区福祉活動計画を策定する前に、久留米市社協が久留米市と一緒に策定した「くるめ支え合うプラン」を見てみましょう。

久留米市の現状や課題、課題に対応する取組み、めざす姿などが書かれています。久留米市が何をめざして、どんなことに取り組んでいこうとしているのか、確認をしましょう。

くるめ支え合うプランには、「地域住民等ができること」「市社協が取り組むこと」「市が取り組むこと」と役割分担をしながらも、協力して地域福祉を進めていくことが書かれています。

「地域住民等ができること」の部分が、校区福祉活動計画に関係してくる部分になります。



支え合い推進会議について

支え合い推進会議の概要

支え合い推進会議とは、「地域共生社会」の実現に向けた取組みの1つで、校区住民が主体となって、取り組む協議の場のことです。

校区住民が抱える困りごとへの対応はもちろん、既にある活動の拡大や、地域のつながりづくりなど、様々ななかたちで支え合いの地域づくりを進めるために、取り組まれています。

会議には、校区内の多くの組織、校区で活動する多様な団体も参加し、それぞれの立場からできることを考えていきます。

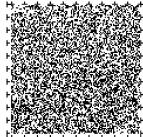
支え合い推進会議が必要とされる社会的背景

取組みが始まった当時は、年々進行する少子高齢化に伴う諸問題(2025年問題・2040年問題等)への対応、高齢者の暮らしを地域で支える仕組みづくり(=地域包括ケアシステム)の一環として始まりました。

その後、平成30年の社会福祉法の改正によって、地域共生社会の考え方方が示されるようになると、支え合い推進会議は、特定の対象者・分野・属性に限定した支援ではなく、分野・属性を限定しない地域づくりの一環として考えられるようになります。「つながりの希薄化」「担い手不足」といった地域が抱える課題に対してどのように対応していくのか、地域だけでは解決できない場合は、地域にある多様な団体等とも協力しながら、対応策を考えていくという方向性で協議が進められるようになりました。

令和3年度より取組みが始まった、「重層的支援体制整備事業」においては、支え合い推進会議が、地域づくり事業のひとつとして位置づけられ、地域づくりとしての役割がさらに明確なものとなっています。

時代の変化によって、果たすべき役割は変わるもの、地域住民が主体となって、地域に必要なものを考えるという基本的な考え方は変わっていません。現状や課題を分析していくながら、どのような取組みが必要か会議全体で検討していくことが必要となります。



支え合い推進会議の進め方

支え合い推進会議の進め方は、校区によって様々であり、その校区の特色に合わせて進められています。

ここでは、「支え合い推進会議でどのような話し合いが行われているのか」を、順に追って紹介していきたいと思います。

①地域で支え合うことが、なぜ必要かを知る

前段に明記している社会的背景や久留米市の現況を理解した上で、地域住民同士で支え合うことで、どういったことが期待されるか(もたらされるか)を全員で認識します。

②地域の支え合いのために、取り組むことはなにか話し合う

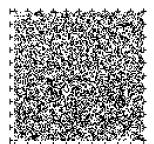
自分の地域が安心して暮らし続けられるような地域社会になるために「どのようなことに取り組むか」「何が自分の地域に足りないのか」などを話し合い、地域の情報を共有します。

その際、会議の意見のみではなく、実際の地域住民の声を聞き取つたり、今までの生活や活動、経験から感じ取つたことを話し合つたりしています。

③これからの地域づくりのために、やってみたいことを考える

支え合いの地域づくりを進めるために、自分たちが「やってみたいこと」「取り組む必要があること」などを話し合い、その取組みを始めるまでの知恵や意見を出し合います。

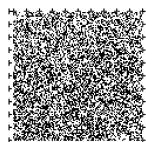
その内容は、【ゴミ出し等のちょっとした手助け】のような生活支援や、【支え合いの意識を広げる】ための情報周知、【取り組む前にすべきこと】として認知症や発達障害、子育てに関する勉強会など、1つの方向性に限らず、多岐にわたる取組みが展開されています。



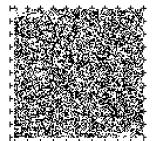
協議内容の具体例

各校区の支え合い推進会議の一例をご紹介します。

	具体的な取組み
児童分野	<ul style="list-style-type: none">・子どもや子育て世帯を支える仕組みづくり・子育て世代の声を聞き、必要な取組みを考える勉強会
障害分野	<ul style="list-style-type: none">・発達障害児との関わり方についての勉強会・身障協の会員増加と障害に関する理解を広めるために、広報チラシを作成
高齢分野	<ul style="list-style-type: none">・認知症関連の取組み・情報発信、周知を拡充する取組み
地域づくり	<ul style="list-style-type: none">・いきいきサロンなど、交流できる場所の創出・校区福祉活動計画策定にかかる意見交換を行い、意識啓発を促す取組み・見守り訪問活動の実施、強化・避難行動要支援者名簿の活用や、防災マップの改訂など、防災意識向上への取組み・校区内団体や他機関との連携強化



巻末資料



巻末資料

分野ごとの相談先と機関の概要を掲載しています。

「地域に気になる人がいるが、どこに相談すれば良いか分からない。」という場合は、お住まいの地域はどこが担当になるのかを確認した上で、各専門機関へご相談ください。

【高齢者関係】

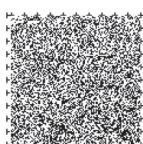
●地域包括支援センター

高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられるよう、介護・健康・虐待防止・権利擁護など、高齢者の日常に関する相談や支援を行うところです。

様々な相談に対応できるよう、保健師・主任ケアマネージャー・社会福祉士等が配置されており、行政・介護サービス事業者・地域住民団体等と連携を図って、包括的なサポートを行います。

久留米市では、担当地域別に、11か所設置されています。

	名称	住所	電話番号	FAX	担当地域
1	中央地域包括支援センター	東町32番2号 HM久留米ビル1階	(0942) 46-8711	(0942) 34-7217	日吉・篠山・南薰・莊島・長門石
2	中央第2地域包括支援センター	原古賀町30番1号 IKEDAビル1階	(0942) 27-6860	(0942) 27-6654	京町・鳥飼・金丸
3	中央第3地域包括支援センター	諏訪野町1903番6号 えーるピア久留米敷地内	(0942) 27-6886	(0942) 27-6874	西国分・東国分
4	東地域包括支援センター	山本町豊田1499番21号 東部高齢者ケアステーション	(0942) 41-5522	(0942) 47-2777	山川・山本・善導寺・大橋・草野
5	東第2地域包括支援センター	田主丸町田主丸459番11号 田主丸総合支所1階	(0943) 72-8055	(0943) 72-0833	船越・水分・柴刈・川会・竹野 水繩・田主丸
6	西地域包括支援センター	三潴町玉満2779番1号 三潴総合支所2階	(0942) 51-6100	(0942) 64-2082	城島・下田・青木・江上・浮島 犬塚・三潴・西牟田
7	西第2地域包括支援センター	大善寺南2丁目10番8号 市内大善寺団地8棟1階	(0942) 27-8569	(0942) 27-5958	荒木・安武・大善寺
8	南地域包括支援センター	上津1丁目13番22号 南部保健センター	(0942) 51-2332	(0942) 21-2103	上津・青峰・高良内
9	南第2地域包括支援センター	南1丁目8番1号 教育センター1階	(0942) 36-5311	(0942) 36-5312	南・津福
10	北地域包括支援センター	北野町中3253番 コスモすまいる北野	(0942) 23-1055	(0942) 78-7255	北野・弓削・大城・金島 小森野・宮ノ陣
11	北第2地域包括支援センター	東合川5丁目8番5号 地場産くるめ2階	(0942) 65-5156	(0942) 65-5305	御井・合川



【障害者関係】

●障害者基幹相談支援センター

障害を持つ方やその家族のための相談窓口として、あらゆる障害に対する総合的な相談業務や、相談支援事業所に対する支援等の業務を実施します。

久留米市内では、担当地域ごとに4か所設置されています。

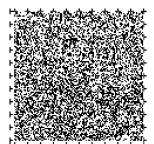
	名称	住所	電話番号	FAX	担当地域
1	東部障害者基幹相談支援センター	田主丸町中尾1274番2号	(0943) 73-0045	(0943) 73-0046	山川・山本・草野・善導寺・大橋 船越・水繩・田主丸・水分・竹野 川会・柴刈
2	西部障害者基幹相談支援センター	安武町武島468番2号	(0942) 27-2038	(0942) 27-2058	安武・荒木・大善寺・城島・下田 江上・青木・浮島・三瀬・犬塚 西牟田
3	南部障害者基幹相談支援センター	藤山町1764番4号	(0942) 51-8555	(0942) 22-2275	南・上津・高良内・青峰・津福
4	北部障害者基幹相談支援センター	長門石1丁目1番32号 総合福祉会館2階	(0942) 65-7855	(0942) 65-7844	西国分・莊島・日吉・篠山・京町・南薰 鳥飼・長門石・東国分・小森野・金丸・御井・ 合川・宮ノ陣・弓削・北野・大城・金島

【子ども・子育て関係】

●こども・子育てサポートセンター

妊娠期から18歳未満の子どもたちと子育て家庭の相談窓口です。保健師、助産師、保育士、社会福祉士、教育職などの専門職が配置されており、妊娠、出産、子育て期の家庭への支援をワンストップで行います。

	名称	住所	電話番号	FAX	担当地域
1	こども子育てサポートセンター	城南町15番3号 (市役所16階)	(0942) 30-9302	(0942) 30-9718	市内全域



●児童相談所

児童福祉法に基づく施設です。18歳未満の子どもに関する様々な相談や通告等について対応します。

	名称	住所	電話番号	FAX	担当地域
1	久留米児童相談所	津福本町字金丸281番	(0942) 32-4458	(0942) 32-4459	久留米市・朝倉市・八女市・筑後市 大川市・小郡市・うきは市・朝倉郡 三井郡・三潴郡・八女郡

【生活困窮】

●生活自立支援センター

暮らし、仕事、お金、住居、家族関係のこと等生活の中で困りごとを抱える方の相談に対応します。

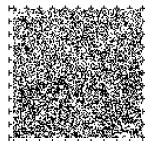
	名称	住所	電話番号	FAX	担当地域
1	生活自立支援センター	城南町15番3号 (市役所3階)	(0942) 30-9185	(0942) 30-9186	【西部】 日吉・篠山・南薰・莊島・長門石・京町 鳥飼・金丸・西国分・東国分・城島 下田・青木・江上・浮島・犬塚・西牟田 三潴・荒木・安武・大善寺
			(0942) 30-9113	(0942) 30-9327	【東部】 山川・山本・善通寺・大橋・草野・船越 水分・柴刈・川会・竹野・水繩・田主丸 上津・青峰・高良内・南・津福・北野 弓削・大城・金島・小森野・宮ノ陣・御井 合川

【その他】

●消費生活センター

商品トラブルや契約トラブルなど、消費生活の中での困りごとについての相談窓口です。

	名称	住所	電話番号	FAX	担当地域
1	久留米市消費生活センター	諏訪野町1830番6号 えーるピア久留米2階	(0942) 30-7700	(0942) 30-7715	市内全域



●久留米市成年後見センター

成年後見制度とは、認知症や知的・精神障害等により判断能力が不十分になった方に対し、自分らしい生活が継続して行えるよう、本人の意思決定や契約等の支援を行う制度です。成年後見センターでは、制度の説明や、利用支援等を行います。

	名称	住所	電話番号	FAX	担当地域
1	久留米市成年後見センター	長門石1丁目1番34号 (市総合福祉センター内)	(0942) 30-2732	(0942) 34-3090	市内全域

●久留米市若者相談窓口「みらくる」(令和4年4月1日開設)

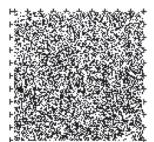
久留米市に住む中学校卒業～39歳位までの人に主な対象とした相談窓口です。相談内容は特に限定していません。悩みを抱える本人のほか、ご家族や友人・知人からのご相談にも対応します。

	名称	住所	電話番号	FAX	担当地域
1	久留米市若者相談窓口 「みらくる」	野中町1074番1号 (市青少年育成センター内)	(0120) 36-9656	(0942) 34-9001	市内全域

●市社会福祉協議会

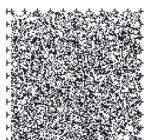
上記の相談先のほか、どこに相談すれば良いか分からない時は、こちらへご相談ください。

	名称	住所	電話番号	FAX	担当地域
1	久留米市社会福祉協議会	長門石1丁目1番34号 (市総合福祉センター内)	(0942) 34-3035	(0942) 34-3090	市内全域





校区社会福祉協議会活動の手引き



令和4年3月 発行

発行 社会福祉法人 久留米市社会福祉協議会

〒830-0027 福岡県久留米市長門石1丁目1番34号 久留米市総合福祉センター内

電話 0942-34-3035 FAX 0942-34-3090

※本冊子は、みなさまからご協力いただいた共同募金配分金の一部を受けて発行しています。